



2025年10月14日

各 位

会 社 名 Japan Eyewear Holdings 株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 子 真 也  
(コード番号：5889 東証スタンダード市場)  
問 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 兼 経 営 管 理 部 長 柴 田 俊 一  
TEL. 03-6411-0919

## 株式の売出し及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、2025年10月14日開催の取締役会において、当社株式の売出し（以下、「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本売出しに関連して、当社の主要株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更につき承認いただいております。詳細につきましては、本日公表の「東京証券取引所プライム市場への上場市場区分変更承認に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### I. 当社株式の売出し

##### 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

(1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式	5,095,600 株
(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	日本企業成長投資1号投資事業有限責任組合 Camellia Fund I Cayman, LP Cerasus Fund I Cayman, LP Wisteria Fund I Cayman, LP	2,277,400 株 1,230,900 株 955,900 株 631,400 株
(3) 売 出 価 格	未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年10月22日（水）から2025年10月27日（月）までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。）	

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (4) 売 出 方 法 売出しとし、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、当該株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役社長 金子真也に一任する。
- (10) 引受人の買取引受けによる売出しについては、2025年10月14日（火）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 764,300株  
 なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より764,300株を上限として借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役社長 金子真也に一任する。
- (10) オーバーアロットメントによる売出しについては、2025年10月14日（火）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

## 1. 売出しの目的

当社は、2023年11月に東京証券取引所スタンダード市場に上場して以来、投資家と対話する中で、中長期的な当社企業価値向上を目指すため、当社浮動株比率の向上や投資家層の拡大を図っていくことが重要であるとの認識を深めてまいりました。

そのような中、上場前から当社株式を保有する売出人より、当社株式の一部を売却したい旨の意向を確認しました。当社として最適な株式売却の手法を検討した結果、当該売出人へ当社株式の円滑な売却機会を提供するとともに、市場における当社株式の流動性の向上及び株主層の拡大を図る観点から、今回の当社株式の東京証券取引所プライム市場への上場市場区分の変更に併せて、本売出しを行うことといたしました。

## 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、764,300株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡り日から2025年11月21日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2025年11月21日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。なお、上記記載の取引に関して、大和証券株式会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社と協議の上、これらを行うものとします。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

### 3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である日本企業成長投資1号投資事業有限責任組合、Camellia Fund I Cayman, LP、Cerasus Fund I Cayman, LP 及び Wisteria Fund I Cayman, LP 並びに当社株主である金子インベスト株式会社は、共同主幹事会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出しによる売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行若しくは処分、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割及びストックオプションとして付与した新株予約権の行使による発行、新株予約権を信託財産とする新株予約権信託に係る受益者の指定及び当該受益者に対する当該新株予約権の交付又は移転等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、当社の主要株主の異動が見込まれるものであります。

### 2. 異動する株主の概要

(1) 名	称	日本企業成長投資1号投資事業有限責任組合	
(2) 所	在	地	東京都千代田区大手町1丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役	萩巢 乃里子	
(4) 事業内容	投資事業		

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2025年7月31日現在)	34,558個 (3,455,840株)	14.33%	第2位
異動後	11,784個 (1,178,440株)	4.89%	第3位

(注) 1. 異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、発行済株式総数 24,126,660 株から議決権を有しない株式数 14,960 株を控除した総株主の議決権の数 241,117 個を基準に算出しております。なお、大株主順位は 2025 年 7 月 31 日現在の株主名簿による株主順位に基づくものであります。

2. 異動前及び異動後の総株主の議決権の数に対する割合については、小数点第 3 位を四捨五入しております。

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 異動後の議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合は、異動前の議決権の数から前記「I. 当社株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の当該株主の売出株式数にかかる議決権の数 22,774 個（2,277,400 株）を控除した議決権の数を基準に算出しております。
4. 前記「I. 当社株式の売出し <ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のグリーンシェーオプションの行使により、異動後の議決権の数（所有株式数）は上記議決権の数（所有株式数）よりさらに最大で 3,416 個（341,600 株）減少する可能性があります。

#### 4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の 5 営業日後の日）

#### 5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動による当社の業績等への影響はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社株式の売出し及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。